



2024年9月11日

各 位

会社名 藤 森 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 下 田 拓
(コード番号 7917 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 専務執行役員 管理部門統括
佐藤 道彦
TEL. 03-5804-4221

従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入及び
譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対する譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議した上、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員に対し、福利厚生の一環として当社が発行または処分する譲渡制限付株式としての当社普通株式の取得機会を提供することで、当社の従業員の経営参画意識の醸成および当社業績や株価への意識向上、株主との一層の価値共有を図るとともに、資産形成の一助とすることで、企業価値向上へのモチベーションを高めるとともにエンゲージメントの強化を目的としています。

2. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年11月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,004株
(3) 処分価額	1株につき4,360円
(4) 処分価額の総額	21,817,440円
(5) 割当予定先	当社の従業員 49名 5,004株

3. 処分の目的及び理由

本制度において、当社の従業員は、当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

今般、当社の従業員49名（以下「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式5,004株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、当社は、本自己株式処分の現物出資財産とするため、対象者に対して金銭報酬債権合計21,817,440円を支給いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2024年11月1日（処分期日）から2027年11月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して当社の従業員（定年退職後再雇用された場合の再雇用者を含む。）の地位（以下「本地位」という。）にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象者が譲渡制限期間において、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了のことをいう。）、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、本地位を喪失した場合、当該喪失の日を経過した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年9月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,360円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上